近世櫻田紀聞 七 三編 下

七

へ13
3307
ナ止

昌平

へ13
3307
7

近世櫻田紀聞巻之

東京寄留　松村春輔編述

大正十年八月廿九日寄贈
本大學出版部

第拾五回

大厦の既に傾うんとせる時人事の奈何逮ぶ所にあらんと
雖ども正に之徳川氏の時運貳百有餘年武畧猛々
威を四海に振張せし慶喜將軍一朝政權を朝庭に返
呈せしかば忽然幕威の地に落ち封建の終に王政
一新の時を期したり之歳時運の来らんとする所あらんと

人車の能く及ぶべき所為あるべし　茲は井伊中將直弼
殿の當時幕府の柱石の臣なりしに總明英智の聞え
高く其機に堪るの人才あるを以て參政等が強て大老
の職に座しめしに世を麻の乱さんとする瑞しきに諸
侯も半ば朝廷に勞を尽して皇州の武威を四隣に張ん
とせ然るに中將直弼主は其身幕府の元老なるをもて
諸侯の幕令に背くんを慮り且つは外交の事さえあれば
這は壓制をもて鎮めんが内外とるの憂ひあらんと

遂に壓制の甚しきを取行ひ次々に人心序次に分
離しぬ既に本文の如くに至る蓋し中將直弼主が世人
の非評を省ず外交の端を開きしは復一美事とも云へ
きに編者も茲に評議為がたく恁て元老を補けしは一
人長野義言ぬしと義言も亦奸惡とのみ評すべき者な
らねど勢ひ开地に及びしなる可し　義言は直弼主未だ
部屋住居なりし時折々館に召されて皇國學びを物したる
教への師にて井伊家譜代の家隷なるぞ出生を伊

勢國人なれ若うして程なく本居大平大人の門に入り
皇國ぶりを學び夫より所々を遊学しつゝ江州長濱
の邊に久しうありし時直弼主に召されて聽く侯の家を
嗣ぎ〳〵年始めて義言ふ十人扶持を賜ひ家隷の數に
も加へ給ひ〳〵あり復直弼主幼うして時其母の卜者を
して相形を觀せしに卜者のいへらく這若君は御高運
みそなはしませども凶〳〵劍難の相の顯はれたまへば御身
を全ふ過さんとのらば佛門に入るに示すべしと之に依て

其母を強く歎きて父君に乞ひ有司に謀り遂に一度
家門に入りなば〳〵よしと云傳へしが這は直弼侯の生
長の後ち禪學に遊び悟道を学びなば故浮屠氏は殊
に慕〳〵く召されて館に出入りせるさへ屢あるより例の
附會の想像説を世に誤りて聞へ〳〵あるべし徳と直弼
侯の父君と井伊家拾壱代の孫左中將直中侯なれど固と
より侯は妾腹なり文政十二夫の朔日出生做したまひ
幼名鐵三郎とのひ兄君多くおはしまして世を咸早く去

壯士松下に大老を狙撃せ
安藤対馬守

とめ〳〵より鋏三郎君を弘化三年二月十八日嗣子と
定め聽さ〻嘉永三年庚戌十一月二十一日家督仰せ付
名を掃部頭直弼と改め〻ら夫より嚮ある述うる
やう安政五年戊午四月廿三日大老職を奉じ仰ひさ件
の長野義言ら策を逮せ〻壓制擬案を逐一採用あり〻
とあん茲ま記せ〻を中將直弼産ら詠をかひ〻和歌數
百首の中を撰り出たるあり
講武所の開業ふ人々のきみはとんるを見さ

武士の磨〻心の玉ら〻かゝらで終ま光〻ゆさま〻

藤原直弼

いさゝたよき水の流まゝ滝堅川よくむあらあめ丈夫男のとも

梓弓本末とるよかゝ〻ら仕ふる乃を引取ゆゝ〻へ

思ふまゝ丈夫男ら身をかろ〻くとも恵ふ〻ん道の宝きを

朝鶯

見〻夢の覚ぬ金波〻も鶯の〻こゑ〻ま晴ゆく春の明ぬの

初時鳥

時鳥なれい初音とおもふん待夜のかぶそ〳〵ぬりぬる

雨中ノ

ノ〳〵の露の玉章ろやさかけ〳〵きろ〳〵ん村雨の空

山家落葉

吹きおろせ弱葉も寒〳〵山里の秋ぶ孤ぶ光の花とふ夜そ

此餘ま能く詠を出らきたる歌ども枚擧るゆ遑まあ〳〵

孤ど紙員を厭ふ故さえあるが強く省きろ偖も元老井

伊中將まそ前ゆも陳述せ〳〵如く威權日を追ふ熾んあ〳〵

〳〵ぶ或日紀伊殿の藩邸へ公用ありて罷らまとける帰路

喰違とりんる所へ差掛りうる折〳〵もあれ何地よりう

一發の彈丸突然と飛来りて乘りうる駕籠を打抜〳〵ぶ

武運の未ぶ盡さりゆん其彈佩刀の劍ま止まり中將の

身まゆ恙ぶ〳〵ぶど従者衛士等い恐愕〳〵且つ怪

〳〵〳〵時も移さぜ直ちま百方へ部署做〳〵〳〵捕へん

ものをと穿鑿を尤も嚴ま及ぶと蜂ども其の砲發せ〳〵

者を見認ぜ然るゆ後此盜吟者捕縛せ〳〵まて百般鞠問

は逮ざるもとど彼者更は屈ざる色あり我宿怨の有るを
以て掃部頭を附覘ひ〳〵甲斐あり一發を打損じ終は本
意を果さざる支遺憾限りあり〳〵と白のを其餘招了せざ
る〳〵を日ゐ増〳〵強き拷問はかり〳〵責殺さるゐ至り
ても更は一言も吐露せざり〳〵這ハ許水府の産まれと
宇和島藩の某ゞ養子とあり〳〵飯田一郎と喚る人はく
實は安島帯刀等と同盟の壱人はく文武の業ゐも暗ら
ざるね其の生来尤も忠直あるも終は獄舎ゐ病死せ亨

時年二拾三歳あり〳〵とあん并を再説井伊中将はも其
躬を窺ゞふ甚所者ありて暗は砲發せ〳〵支さんあるべ
豫防あるくても悔ひ難〳〵と夫より後を姑且くゞ間登城
其餘の他出はも倔強の壮士を撰拳〳〵常より一倍の伴
當を召俱〳〵最嚴は護衛せ〳〵ゞ臆〳〵ある抹世人
は譏笑せ〳〵るを厭ひくの故あるゞ又自己の權威は
誇らまけん幾程もあく護衛を減じ平常の如くはせら
まく〳〵時運の窮まる所はやありけん既は三月三日ゐ

到り恁る椿事を生じさうう讀人心を附けあひ紛抑頃も
萬延元年庚申の春三月三日這の日も上巳の嘉例なる
ともく諸侯各登城あり就中井伊中將なん其躬元老な
るより辰の刻の太鼓と俱に我邸をば立出く稍櫻田
の門前に進を近づく事一町足らぬ做り〳〵頃行裝田舍
の社家とも思しき打粉の者兩個計り輿の邊まで找を
寄りて願書を捧げ出んとも然るを其の日は前夜より
雪殊更に降ちきり此時に至りて弥増烈しく吹雪の爲

に闇ぎ〳〵まで咫尺も分ぬ烏羽玉の暗に異なる事なり
彌ば駕籠脇の衛士等も例の輿訴と意を忽〳〵余そてのも
眷念も做さまく〳〵と路次を急めく行くんとも固より期
〳〵なる浪士の手配り其時速く其機を失さも往手に四
五人の壯士等露りを出り忽地前驅に擊つく蒐りく
勢ひを更ぐ〳〵破竹の如くなるもの徒士鎗持等は恐愕
〳〵適抗擊あきんとせるも合羽に笠に柄袋かひ遺棄ん
と狼狽せるうち疵傷を負ふ者勘からず彌も駕側の衛

士等も前を防ぐん心せり色々底其方へと立對ふ這の時は到り自然駕側も空虚せ〳〵うを彼の訴訟人は打扮る一両輩を始め〳〵其他同志の青年輩ら總計大略十六七名刄を抜連き群ゞ蒐りて當るを暴卒は輿丁を砍て仆せば彦根の衛士等復驚きん立塞り主人は過ちあらせじと必死の奮戰做せと雖ども彼方は豫と期し〳〵る事なく肌は各鎖子鎧を准備し其行装身軽の打扮なるは這方い不意を撃き〳〵事なく身拵へ

きる虚間ぐるあらはを敵を四方は受ける車ゆん薄痍深痍を負ぎる者あり〳〵咸散々は討あきを違路めき雑沓ぐを目はぢる觸を隙間を得うと壮士等を輿の左右は立蒐りて白刄をもつて中將の乗物擺と刺貫ぬき戸を蹴破りつゝ曳摺り出し會釋もあげは撃殺し凱歌を揚げて首級を携へ立去らんとを傍は仆き〳〵一個の衛士在りて重痍あぐらを突立ちあぐり夫遣そもとをゆきども固より悠ちぬ働らきふ主人の骸は取り附きん〳〵

年寄衆

評定所の庭上ニ義士を糺問す

天を仰ぎて歎息せしが程もあらで絶命せり將又二個の衛士あり是も重疵を被ふりあらら彦根侯の死骸を泣々輿の裡に納め諸肩入きて早上けつゝ持たる血刄杖まつて逡巡退きたる是等の心中奈何あらん後に听きん哀きもの亦淺間敷縛あらもやゝ然きを此の日の變動に於る最も烈しきカ戰ありけん僅に瞬息の間なるに彦根侯方供廻りまつて即死疵負を扶舉るに二十餘名に遠びたり又浪士等の結局を前に綴りて條下を讀合せ其の委しきを知りぬ称借本傳の局を畧中に茲に結びたり之より自訴做したる浪士等が町奉行の法庭にて吟味を受けし事に至る所は次の附録を看て知る可し

附録一篇

徒而幕府にて自訴做せし浪士の輩を悉く所が吟味を做さんとて三月七日御預けの諸侯へ達せらるゝ然るに浪士の中にて深疵の人のみ多くして其庭に伺出

さん慨もぎるも斷あるべきを獨り蓮田市五郎のみを固よ
り辨別ある壯士あるべきが渠を糺問做さべきと評定所預
り吟味史松平伯耆守石谷因幡守池田播磨守其他御勘
定奉行山口等が内達を以て即ち蓮田市五郎のみを呼
出しける此日は殊に幕吏の輩威氣を正しく列座し
小吏の輩かりそめに投擲るゆ遑あり恁て池田播
磨守へ席を進めたりんるもの水戸様御家来蓮田市
五郎這度同志の者を謀り元老井伊掃部頭どのを櫻

田御門先にあるべき狼藉に遣ぶのべき御場所柄とりひ
剣きん天下の執權職を恁る始末に遣びしに恐れ多き
と云ざるべきべきを然りとのへどもの又志さしを達せ
べべく自ら訴へん出る條神妙の段聞届け遣さるべき
去りあるべき元老へ狼藉に及びしに奈何なる趣意べ
企べべしや有体陰まれ申べべ陳べべ蓮田に更に恐る
色あべく播磨守に答ふるべき仰の如く御場所べべ
顧べべ元老を右の始末に及びしに恐れ多き限りあ

と勢ひ止むを得ざる存意ハ嚮ニ書面を以て服坂侯へ
申稟せ〳〵ハ夫ニて〳〵御賢察あるべ〳〵池田の曰く成
程ハ附けハ種々書載せ〻ども其の文意ハ〳〵
元老を討取るべき趣意相立ぬ充ども書面中ニ多くの
箇條あるとても其の眼目とする所ハ奈何ぞや蓮田箇條
をも〳〵申せ〳〵ハ逐一罪科を分折〳〵のを開ぎ結局
ニ到り〳〵ハ只國家の御爲と身を抛ちて謀り〳〵事
あり池田然らば國家の御爲とて謀り〳〵趣意を蓮田

夫ハ嚮ニも申せ〳〵ハ憚り多き事のみなれど現
今政事を取行ふ者ハ〳〵元老井伊侯の事ニ関し且つ
方今重き御役人列座ニて御吟味ハ〳〵申〳〵ハ元老
軟政の御失体を軽卒の我等より一々申〳〵陳ぶる儀ハ
尤ハ恐れ多ハ〳〵曲て御賢察を願ふのみ
先ニ捧げ〳〵書面を〳〵〳〵畧御美知を下さるべ〳〵池田
成程其の申〳〵立ハ分明なれど其方等ハ同志を語
らひ國家の爲ニ掃部頭を討取りたりとのみ申せども

名義判然と立難し侍と申せば我等も同事の事なれ
其の主君の命を奉ず身を捨てこそ名義も立つべし
且つ其方ハ御三藩の御家来なれば公然死地に入まて
こそ本意なれさまでなれば御直に窺ひ奉る前中納言
殿の内意とて何等聞傳へ這度の事に至りしか然
るに名義も瞭然し其方共も君命を奉ぜし忠臣にて
我々も實に感ずる所あり之今這の辞を聞や否市五郎
も膝立て直し聲音尖どく陳ずるやう這いまて思ひも

よらざる仰を伺ひしものか君命を奉ト死まるハ人
臣の道なれ之を守るハ常なり蓋し我ら水戸家なれの
ても一昨年来両公（景山公と當主とを云）とも御譴責を蒙むりしも常
に政廟を恨ませる車もあらんと御洞察ありて前君
（景山公なり）の内命より出て井伊家を討んとなれば何ぞ我等
如き軽卒の輩の縛を議ずるを俟つべきにあらず國老大夫
も座視傍觀為るを得んやと之まて前君の意まあらざる
を知る可し加ふるに薩藩有村治左工門のごとき人の

為ま一命を輕んゝ共ゆ力を盡せゝをもつて恁る御疑念を氷解あゝ成るゝ元来老寡君の儀ハ天朝幕府の御為をのを思ひ計らを恭順を專らゝ臣下ま過激を為さんと成る者ある時ま老君深く之を歎ゝ種々教諭を盡しゝあんと一國の士民ま知らざる者あゝ之を依つて這度の支件聞ま達するの日ハ至らば嘸御勞心あるべゝと我等深く恐るゝ所あり只井伊家へ右の始末ま及びゝハ國家の爲ま做せゝありと云ひる終らざるま石谷因幡守傍より進を出ぐゝ先刻より播磨守ゞ申ま如く内命を受けゝるゝ又掃部頭どの政事を執り行あハる事ハより前殿常々之を惡を近臣あど人語りあひゝを吸量ゝ縡の茲ま及びゝあゝ彌ゞ名義ハ更ま立ざるべゝ尚又其方抔をゝやうの名を受くるとる惜まざるゆ連田名を惜まざる者ハあゝぐるを趣意まよゝゝハ毫毛も惜くゝど名義と申ま其時ま立ゝと後ま顯然立るあゝと开ハ一やうまあゝぬ

物〻〻這度の義も不名義と做りもせめ是より後尊王攘夷の大義天下は明らかなる時は自ら名義も立ち難〻〻并ハ東も西も前君の音意なく井伊家を討ち取ものなるべくハ恐も多くも御役人〻〻の御疑念より發も精忠無二の老君を嫌忌致さるゝの甚しきものあり石谷其方どもハ井伊どのを討ち國家の為と陳うまつるせよ我等が眼は見る時は大器英才の御大老なるを何をもつてか悪きと云ふ蓮田夫ハ嚮ゆも陳せ〻如く書面の箇條は瞭々〻〻たる夫〻〻御兼知のものなるべく〻〻松平伯耆守の曰く今此箇條を一讀するに外交の事實は至〻〻〻〻ハ獨掃部頭どのが採り行ふと云ふもあるべくも并も夫々ハ役員あり〻〻施行せらるゝ政まつ〻其方抔が國家の御為天下の為とのゝしるる事は関係せざるべからざる自分主君は仕ゆることを則ち國家の御為なり天下も天下の役員あり先刺より其方ハ前殿の思召を酌とり這度の一条あり及ちなると申さば佐野竹之助も前殿の小姓

役を勤め〳〵うゝゝ何ゝ竹之助より吹及び〳〵事もあり
ぬべ〳〵在体陰まを申〳〵あげよ蓮田竹之助とゝ出ぬる
明日品川宿の妓楼ゝ於さ始めく面會做せ〳〵人ゝく前
日渠より差たるべき謂ゝあ〳〵ちや先刺よりの御
糺問ゝ前殿の思召とゝ何ゝ故ゝ〳〵ゝゝ名義立ざる
やう仰せを蒙きども緞今名義の立たゝぬゝ係たゝを
前殿の思召を酌とり恐る事件を致せ〳〵ゝあゝを餘日
よりたり不審のかどゝあるべとく再應嚴重の御糺問

を受け我身ゝ五閊ゝ養らるとも故ゝあき事ゝ陳さを
難〳〵とよゝく糺問の場を果さりけを這ゝ三月七日より
同ゞ〳〵十二日十九日と三度の糺問を書ぬきたり蓮田
の外糺問の序次を大畧同ゞ体載るをもつく綷の繁
きをひとひく省きゝ尓程ゝ櫻田の事ゝ係りゝ人々を
逐一日を追く吟味ありゝふ固より死を決せ〳〵壮士ゝ
ちせゞ勢ひゝ驚愕〳〵あゝぬ事を招了まるの異見あけ
まゞ右ゝ記せ〳〵如く三日の餘ゝ吟味もあゝ其の歳ゝ

暮れば文久と改元あり〳〵辛酉の年七月廿三日櫻田の事に係り〳〵人々を咸判決のうへ江戸に於て刑せらるる其の姓名を左の如し〳〵

蓮田市五郎
森五六郎
黒澤忠三郎
岡部千次郎
杉山弥一郎
金子孫次郎
大関和七郎
森山繁之助

右は記せ〳〵壮士等が死骸を本國なる親屬等が公に願ひ出で其の月の末つかた水府に持歸り各祭事を做せ〳〵とあん這い常陸人の語りをそのまゝ儘局に結ぶ綜ちゝ此書や第一集の序めゆゑ辨せ〳〵如く引書原本なる物を當時の人の日記又い聞取書やうの數本より

抄録し茲に局を結ぶ廿五回固より贅書の部類とし捨
あん人もあるべけれども現今　皇威の輝くも此時既に
昇龍の兆しを顕せし勤　王英士が實説あるべ　聖世
のかくも有難き始めを知るの端とあるべし復櫻田
義士を慰まる歌あり録して以て祭文に代ふのみ
時あらぬ雪なきものし丈夫男の名を後世に語り継鳴

近世櫻田紀聞巻之七終

本傳附録の結局を辛うして稿を脱し庭上を望めば新
柳風に春色を帯び鶯舌花を唱ふ聲幽艶なりと云
もぬ時正に三月廿五日哺下の霞の絲眼も亦蛙に借も
けん机上に其が儘脈抗稍一臨を催を折しも柴の戸に
らぬ狐格子を開けつゝ入来る雪踏の音に夢を結ぐ
毀らるゝ其の客人も異なるゝに本文の出版者あり
書房文永堂の主人にあん先醒此頃の功勞なく既に園
圓の巻を誦讀まるの幸ひを得實に愉快の限りに侍も

と今朝〳〵も古き物の本を買求め〳〵開ぎ中より恁る史畧の
あり〳〵と聊巻端を兒し〳〵と此傳ハ漏し條款の有るや
うあるべく今二三の丁數添え然るべき事を書付ゆくよ
とせもたもひ〳〵止む氣色だに見えざるを困ぎあぐら
も文永堂ゞ携へ持し史畧を視るハ之あん城氏ゞ著せ
せ〳〵近世野史と題号せる余ゞ嚮ハ著述せ〳〵復古夢物
語を見るゞ如きの物あぐ〳〵彼の櫻田の段ハ至り〳〵
採ち添ゆべき事さえあるゞ左ハ記せ蓋し重畳の條下も

獨り編者の罪とし〳〵ゆゑ事勿を扨云井伊家より直弼主
の大切届け書の真書と男愛丸ハ家督相續ホの書附ハ
も〳〵左ハ録せ

掃部頭痛所追々及全快候得共持病ノ症積度々差
引有之其上胸痛ニテ藥食モ不相進手足血冷次第
ニ虚胗ニ有之急變ノ儀難計容体ノ趣竹内玄道様
被申付候此段一應申上候以上

閏三月廿日

井伊掃部頭内

慥ニ幕府ヨリモ又上使をもて掃部頭ゲ容体を尋ねら
れ夫より日數も過ぬ井伊家の名代を呼出されけり

井伊愛麻呂

名代

南部丹波守

大久保權内

掃部頭遺領無相違被下候御先ゑ始諸事家格之通
可相勤候京都表御守護之儀亡父掃部頭時通被
仰出候

別段

其方へ遺領被下候比合ノ儀先格之振合モ有之候
處掃部頭役中格別忠精其上先般御内沙汰之趣モ
厚ク相心得家中未々迄心得違之者無之聊モ御苦
労不相掛様猶又愛麻呂へモ教諭方行届御安心被
思召候且家格之儀出格ニ譯ヲ以テ遺領速ニ被仰
付候事ノ條被得其意京都表御守護ノ趣厚ク相心

得在所表手當ノ儀尚又手厚ク被致非常手抜無之
様彌嚴重ニ被申付幾久敷忠勤可励候事
右ハ安藤對馬守の邸ふかくゆゑ老中列座若年寄立會
ゆゑ大目付遠山隼人正之を達せらるゝ後井伊家
ゆゑ始めゆゑ直弼主の死を發し遺骸ハ武藏國荏原郡
世田ヶ谷村ある曹洞禪門大渓山豪徳寺ゑ佛祭し則
ち法号ハ
宗觀院柳曉覺翁大居士

是よりハ森山繁之助が閏三月廿三日評定所ゑあゆゑ
糺問の折ゝ言上せし聞取書
一　此度出府ノ者三十四人外ニ上京ノ者八人右
三拾四人ノ者掃部頭殿へ拾七人高松殿へ拾
七人切込候テ掃部頭殿ハ乍恐御首ヲ打取候
ヘ共高松殿ヲ打取不申殘念ニ御座候
一　松平伯耆守尋子ニハ繁之助其方共掃部頭殿
ヲ恨ミ可有之候ヘ共有村治左エ門ハ如何ノ

存寄ニテ同心致シ候哉繁之助御答ヲ恐申上
候治左エ門儀ハ昨年七月御仕置ニ相成候鵜
飼幸吉ト申者ノ重縁ニテ片時モ難忍義ニ付
同心仕候テ掃部頭殿討留申候
同日池田播磨守より杉山弥一郎へ糺問の听取り
一　弥一郎其方儀ハ掃部頭殿ヲ打留候旨達テ言
上スレ𪜈不得其意必ズ首ヲ打取候ハヽ片袖
ナリ𪜈切取首ト共ニ役筋へ持参致候ハヽ假
令紛敷首ナリ𪜈達　上聞井伊家改易ニ可相
成候ヘトモ無證據ニテ唯打取候トノミ申立
候テハ取上ル筋合ニ無之且上京之者ハ如何
ナル所存成ルヤ弥一郎申上候此儀ハ上京ノ
者ノ存意ニ任セ候事故只今申上候分ニハ参
リ兼候
右ハ録せる所の聞取書其文章頗る拙纂あるとても傍當
時のさまを視るふたるべし〜且ツ前ハ著せ〜第二編の下

巻十四丁ふ有村兄弟ゞ對議の條下あり 开ゞ文中ふ伯父の仇ゝ俱ゝ天を項うゞ中畧這の儒者の姓名素より名高ゝ人ゝ人ゝ原本だゝ有村ゞ伯父とのゝ録ゝ書漏せゝた遺り惜き云々と書ゝゝ正ゝゝ有村ゞ伯父ゝ鵜飼吉左工門做るべき事杉山ゞ言上ゝゝ其證顯然たゝ依ゝ過日の粗漏を謝ゝ併せゝ文永堂主人の遺志ゝゝあんと再び茲ふ殘篇を全ふせる事然り

櫻田紀聞第三編下巻殘篇之終

跋

鷄ゝ相撲ふ似ゝ二の阪の関ゝゝゝ名あるゝ勢ひゝ夫源守宗愷ゞ。往昔禁裏に催されゝ鬪鷄ゝ添る狂歌ゝの。讀弥生の三日の節會に。白毛ゝ鞨の鶏ゝ羽ゝ交の雪ゝ紛るる雪を鞨ふ同ゝ扶坂ゝ寄ゝ有ゝ櫻田。は比谷。の間ふ揚る鬨声ゝゝ。已ゝ日の後に 皇國の疾病ゝ深く

謀の忠臣ハ巴の字の如く水戸の君が爲。異國紛
々轉覆さんと。千辛万勞力を費し身を
抛つる顛末を。詳に海内の世に傳へまほし
と鏤る。櫻田紀聞の文は勇士の聲咲云
ら。著者の功勞を併せ稱へて賛云と賛也。于
時明治丙子三月初三日。傳ふる義士等が十七週年
の祭日。偶轉寫の燈下に識す

高畠藍泉

明治九年五月十日出版

東京濱町二丁目十一番地寄留
著人　松村春輔

弼左衛門町四番地
東京書肆　出板人　武田傳右衛門